國學院大學学術情報リポジトリ

近代国学における「神道」と「道徳」に関する覚書：皇典講究所・國學院の展開を中心に

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-13
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 藤田, 大誠
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002356

近代国学における「神道」と「道徳」に関する覚書

――皇典講究所・國學院の展開を中心に――

藤田大誠

一　はじめに　―筆者の「近代国学」研究の梗概―

はじめに、表題に掲げた「近代国学」についての、つまり明治維新以降の国学に対する筆者の広狭二つのアプローチについてまとめておくことが必要であろう。(1)

まづ、〔1〕「国学の近代史、または国学者にとつての日本近代」の考察が、広義の「近代国学」研究である。明治から昭和戦前期に至る近代日本の歩みの中における「国学」といふ学問・学知の展開過程を通史的に考察するものであり、ここにおける「近代国学」は、あくまで「近世国学」「幕末国学」と同様の時期区分としてのものである。

そして、〔2〕「近代に確立した、その時代特有の国学の展開過程とその性格」の探究を狭義の「近代国学」研究として設定する。具体的には、「近世国学」や「幕末国学」と対比した場合に特有の意味内容を持つ国学―明治十年代前半までに「国学の没落」を見て、次は一足飛びに同三十年代の芳賀矢一による「新国学」の提唱を見てきた殆どの先行諸研究が等閑視して来た、明治十年代から二十年代において立ち現れて来る近代日本国家に即応した一つの「国学」

といふ学知の姿―の内容やその特質を考察するものである。

とりわけ〔2〕の課題について筆者は、明治維新以降の国学の「中央」における主流を、通説のやうに平田派主流国学者に求めるのではなく、福羽美静を軸とする津和野派国学者や、幕末の和学講談所、紀州藩古学館、下総国学と縁の深かつた小中村清矩をはじめ、様々な学派の国学者における大きな特質である「考証」「実用性」「好古趣味」などに着目し、その「考証」を武器に社会で活躍した考証派国学者として捉へ、彼らの存在に注目する。

その中で、明治十四年における神道界の神学論争（祭神論争）の反省に基づく翌十五年の「祭教学分離」（祭祀と宗教と学事の分離）の政策による神社神道（神社祭祀）、教派神道の成立、そして井上頼圀や松野勇雄といふ平田派系の出自を有する国学者たちが中軸ではあつたが実際には「非宗教的」な学問として成立した、狭義の「近代国学」を体現する研究・教育機関として皇典講究所（及び神宮皇學館）の創立があつたと見てゐる。また、明治初年の大学校や明治十年以降、東京大学に勤めてゐた国学者達の営みの延長線上にあり、小中村清矩が力を尽くした同十五年設置の東京大学文学部附属古典講習科の展開は、①歴史、②法制史、③国語国文の講究を中軸とする、近代日本国家に実際に寄与するための「実用」的学問として国学を設定する「近代的国学構想」が具現化されたものだが、「神典学」「古道学」的色彩は殆ど前景化してゐない。この構想は同科廃止後も、皇典講究所を母体として同二十三年に設置された、「専国史・国文・国法ヲ攻究」する國學院（後の國學院大學）にその人的財産も含めて引き継がれて行くのである。

以上のやうな狭義の「近代国学」について、筆者はひとまづ次のやうに定義付けてゐる。

結論的に狭義の「近代国学」の性格を示すならば、「近世国学」以来の軸心としての明確な「国体」意識を保持し、その総合性をはじめ、考証的、好古趣味的かつ実用的な性質の側面を継承しながらも、明治維新を経て神祇・宗教行政の展開過程から「祭祀」や「宗教」と距離をおいた「学事」となって、神学色の薄い、即ち「非宗教性」

を帯び、極めて「考証」的な学問方法を駆使することによって、近代日本国家や社会、国民に寄与する「実用」的な学問であり、なおかつ近世には無かった価値観（文明開化）を日本の古制や伝統観念に即して導入し、自家薬籠中のものとすることの出来る学問であったといえよう。(2)

つまり、狭義の「近代国学」、即ち明治十年代から二十年代にかけて確立し主流となる国学は、「総合性」「実用性」「考証性」「好古趣味」「国家性」「国体意識」の面を前景化し、「宗教性」についてはあへて後景化（非宗教性）することによつて、概ね「近世国学」を継承しつつも、それを「近代」に即応し発展させた姿であるといへよう。

しかし一方では、筆者もその狭義の「近代国学」の特徴として挙げた「非宗教化」或いは「古道論」の忌避といふ点を取り上げ、近世国学からの「断絶」を読み取る立場も根強い（後述の拙著に対する各論者の批判）。その点で、非宗教的な、狭義の「近代国学」における「神道」観・「道徳」観を検討する本稿は、近代的概念として成立した「宗教」性や「信仰」の部分が前景化してゐなければ「国学」とはいへない、といふ通説的理解に対し、やや異なる見解を提示するものとなるであらう。本稿では、まづ前半において、拙著『近代国学の研究』に対する批判について若干検討することにより最近の「近代国学」像をめぐる相剋の論点を浮かび上がらせた上で、後半において、近代の国学的研究・教育機関である皇典講究所・國學院における「神道」と「道徳（道義）」への眼差しを概観したいと考へる。

二　最近の「近代国学」像をめぐる相剋

石川公彌子は、本居宣長の「もののあはれ」論を重視し、〈弱さ〉を肯定した国学を受容・発展させた思想として、柳田國男・折口信夫を特に「近代国学」と位置付け、保田與重郎の思想を「近代国学」の変奏と位置付けてゐる。(3) 石

川は、「柳田、折口はみずからの学問を「新しい国学」「新国学」と自称したが、これは戦後の「新しい国の学問」という含意がある。しかし、両者の思想の核心部分はすでに戦前・戦中期から成立しているため、彼らの思想を「新国学」と総称するのは不適当であろう。また、両者とも明治生まれではあるが、その思想は大正から昭和期にかけて確立されたため、「明治国学」という名称にも該当しない。彼らは国学を継承しつつも、近代学問の影響を多分に受けているため、近代国学と称するのが妥当である。[4]」と主張し、これは筆者の「近代国学」概念の対極に位置するとして、「藤田の近代国学概念には〈弱さ〉と宗教性、現実社会の相対化という宣長、篤胤の国学思想の中核との連続性がみられず、国学よりはむしろ近代国体概念に依拠した「国体学」と称するのが妥当である。[5]」と批判してゐる。

勿論、近世・近代を通じて、国学の核となるのは「国体」（国柄）の大本を追究するといふ営為であり、それを「国体学」と称しても別段をかしくは無い（筆者はそのやうな言葉を用ゐたことはないが）。但し、近代国学においても、その学問が「国体」追究のみにあつたのではなく、同時に市井の人々の生活文化や個々の人間の在り方そのものに眼を向けてゐたことも忘れられてはならない。明治十五年における皇典講究所総裁・有栖川宮幟仁親王の告諭に「凡学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ、故ニ国体ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎ヲ鞏クシ、徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ尽スハ百世易フベカラザル典則ナリ、而シテ世或ハ此ニ暗シ、是レ本黌ノ設立ヲ要スル所以ナリ、[6]」とあるやうに、近代の国学的研究・教育機関である皇典講究所の学問は、我が国の根本を闡明する（「本を立つる」）ことを主眼として、日本の「国柄」を明らかにすること（「国体の講明」）により、日本国家が拠つて立つところの精神的基盤を固め、一方では、道徳心を兼ね備へた個々の「人柄」を養ひ（「徳性の涵養」）、各々「人生の本分を尽す」べきことが説かれてゐる。この告諭に示された精神が、現在でも國學院大學の建学の精神である「神道精神」（日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さ）の基礎をなしてゐる。さらにいへば、石川（のみならず國學院大學内外の論者たち）が盛んに

称揚する折口信夫とても、近世及び近代における国学に対する継承・発展の意識、或いは反発、変容、「突然変異」等、どのやうな意味であれ、この皇典講究所を母体として誕生した國學院（國學院大學）の土壌の中から登場して来たといふこと（第十八期大学部国文科卒業）自体を抜きに語れるものでは決してなからう。

筆者の提示した「近代国学」像（これさへも当時の国学の「一面の抽出」に過ぎないことは拙著終章でも述べてゐる）に対し、石川のやうな、いはばレッテルを貼るような理解の仕方が出てくるのは、偏に広義と狭義の「近代国学」を設定した筆者の真の意図が十分に伝へきれてゐないといふ自身の未熟さに拠る。そもそも筆者は、「近代国学」の語にさほど拘りがあるわけではなく、その概念の奪ひ合ひなどをするつもりも毛頭ない。このやうな偏つた理解が出てくるのならば、狭義の「近代国学」については、これまで先学が主に使つてきた（及び自身もある時期まで用ゐてきた）、「明治国学」[7]の語をそのまま用ゐた方が良かつたかもしれぬとさへ思ふ。ただ筆者は、近代日本（明治・大正・昭和戦前期）の仏教を指す用語として、「明治仏教」から「近代仏教」へ、といふ変遷があり[8]、また、同時期の神道にしても、「明治神道」から「近代神道」へとその用語の使用が変化してきたやうに[9]、「国学」に関しても、明治期でその使命を終へてしまつたと判断するならばともかく、いかなる形にせよ「近代」に対峙した国学者たちの存在を認めるならば（少なくとも筆者は、近代における「国学者」の存在を、皇典講究所・國學院が近代を通して存続してきたことに求め、それは大なり小なり狭義の「近代国学」の性格を持ち続けてきたと見る）、近代日本をトータルに見通す「国学」を指し示した言葉として、広狭の意味で「近代国学」を用ゐた方が良いと判断したまでのことである。

もともと筆者は、「国学」とは、近世・近代を問はず、その思想や学問的営為が、ある一定のものに画一化されたスタティック（静態的）なものでは決してなく、それぞれの国学者によつて多種多様な国学の姿があることは当然であり、さらに時にはドラマチックな変容や展開さへもあるやうな、元来が数多くの「差異」[10]を含み込んだダイナミック

（動態的）な学問であり、その学知を中核とした種々の運動そのものでもあると理解してゐる。

もとより、明治前期においては、「国体」とは「国柄」の意に他ならず、昭和戦前期の「国体論」のやうな画一的含意は濃厚で無いし、もちろん明治期の国学者たちの論考を見ても、受容であれ批判であれ、やはり宣長、篤胤を前提として立論してゐることが多いのである。宣長、篤胤の国学思想の中核を〈弱さ〉と「宗教性」に求めるのは石川の自由であるが、少なくとも筆者は、明治期の国学者たちが宣長・篤胤の営為や思想の何を重視したのかについても、それぞれの多様な「差異」を内包してゐた側面（何を最も重要な古典と見るか、日本国家の起点をどこに求めるか、どの神をより重視するか、どの分野を中軸に据ゑるか、等）と、ある程度共通して重要視してゐたコアとなる部分（例へば、日本国家を神祇や天皇を中核とする国柄と理解する国体意識）の両方を考慮すべきと考へる。

その意味では、明治十年代から二十年代にかけて、「中央」で主流となつた国学者たちに共通してゐたのは、「偖外国の事を伝習弁知するも、只日本の国体を強くするの外ならざれば、互に得る所のものを、従来あり来りたる、日本古典古道に之を併せて、永遠に王政の目的を達せんとすべきことなり。茲に於て即ち日本国民の国民たる所の本来の義理を講せざれば叶はざることと思考せり。」と記した福羽美静の『国民の本義』[11]を繙くまでもなく、当時必須かつ急務の課題であつた「国民国家」としての近代日本国家形成のために、自らの考証能力を活かして少しでも下支へをしようといふ意識であつた。その多くは決して華々しく前面に出て来ず、取り立てて自身の「国学思想」なるものを一書にまとめて江湖に表明し、それを声高に主張しようといふ野心もなかつた彼らは、憲法などの法制度をはじめ、日本国家の「生き残り」を賭けるためには導入せざるを得なかつた、怒濤たる「西洋近代」の諸制度に対応せざるを得なかつたのであり、自身の国学的見識に基づいて取捨選択を行ひ、必死に「日本」の基層となる信仰や文化、古制の実質を保持すべく努めながらも、速やかに「近代」の諸制度の導入を図らうとしてゐたのである。

つまり、最も「近代」に直面してゐたのは、やはり明治期の国学者であると言つて良い。このことからいへば、大正から昭和期に活躍した柳田・折口・保田は、それぞれ明治以来の「近代国学」の中の「差異」として理解するのでなければ、彼らの世代からいつても、或いはその「近代」の現実社会を相対化し、「近代」諸学問を相対化しようとする姿勢からいつても、ポスト「近代国学」、或いはやはり彼らが自称したこともあつたやうに、筆者のいふ狭義の「近代国学」や「近代学問」を踏み台にした「新国学」と捉へる方が正確ではないかと思はれるが、いかがであらうか。

三　「近代国学」の「宗教」性をめぐる相剋

また、この他の拙著に対する批判としては、主に日本思想史の観点からなされてゐるが、「宗教」性が前景化してゐない「近代国学」への違和感に関するものが大半を占めてゐる。例へば、前田勉は、「周知のように、「近代国学」の前段階である近世国学の大成者、本居宣長の思想のなかに、信仰と学問との間にある矛盾・緊張を論じたのは、村岡典嗣であった。村岡によれば、宣長は、「古代人の思想を、古代人の如く理解すると共に、古代人の如くフィロソフィレンしている」（『本居宣長』）ことにおいて、彼の学問はドイツ文献学の「変態」に過ぎなかった。しかし、逆に、信仰と学問の矛盾があるからこそ、近世国学は平田篤胤や鈴木重胤を生み出す、ダイナミズムをもっていたともいえる。しかし、このような信仰を失い、学問的な考証を専らとした「近代国学」者は、精神なき専門人となってしまったのではないか。こうした「近代国学」の考証学化は、近代化にともなう学問一般の運命なのか、それとも、神道非宗教論のもとで余儀なくされた「近代国学」に固有な現象なのか、考えさせられた。」[12]と述べてゐる。

傾聴すべき所もあるが、筆者は、近代の国学者たちによるアカデミックの場における「宗教性」の〈封印〉につい

ては論じたものの、[13]彼らが「信仰を失」つたとは一言も書いてゐないし、「精神なき専門人」になつたとも全く考へてゐない。拙著にも紹介してゐるやうに、明治二十二年の小中村清矩による皇典講究所での講演「國學の前途」[14]においては、「私は元来、神は信心の方でありますが、其信心を、学術に混ぜぬのであります、それ故に、高天原や、黄泉国の事は、神道の教師に任かせて置くつもりです、但し我国の神といふものゝ性質は、一体仏とは違ツて教法にするものではないと思ひます、何ぜならば、釈迦や、耶蘇のやうに、神道の教祖といふものも無く、一切経や、バイブルの様な、経文めいた物もない、たゞ我国の古へ、上下一般に、敬神の風厚く、自然それが御政事の基ともなりましたから、言はゞ古代からの、結構な風俗とも云ふべきものである、其古事記や、神代巻に、奇怪の事の書いてあるは、我国に限らず、外国の歴史とても、太古の事は、皆そんなものである、併しながら、事が幽冥に渉つて、古今の人民が、仏と同様に、神を信仰し、現今は仏道と相並んで、教導の管長もそれぞれあり、葬儀にも携はりますから、今にしては、純然たる宗教の一部分でありますに依て、神の事の穿索は、総て其方にて、其道を明らめ、諸人の信仰を厚くさせた方が、宜しからうと思はれます、」と、信仰と学問との分離、「神道非宗教論」を明確に表明してゐる。

しかし小中村は、同二十五年には「神道」[15]と題する講演を行ってをり、同二十七年に皇典講究所で行はれた「建国の聖詔」[16]といふ講演では、「老生は、従来当所に於て、あまり神祇の事を講演したる事なし、然(サ)るは先年まで、世の人常所を以て、神官を養成する場なりと思ひ居るが多かりしにより、高天原の講釈は、下界の人の耳に入らずなど、悪(ワル)口云ふ人もあるにより、我が国の国体たる神代の談をしたりとも、痴人の面前に、夢を説くか如く、更に無益の事と思ひたりしによれり、然るに時勢一変し、その上に畏き教育の大詔を下布し給ひし以来は、人民一般、御国体を尊奉弁知すべき心となり、国文の事業盛となりて、青年輩も、漸く上古の聖詔を講明する世となれるは、時期の全くこゝに至れる事と、甚欽ばしく思ふあまり、当所に於て、先年事の序に、少(イサ)か陳述したる物を敷演して、更に本日の講演

とせり、」と述べてをり、同二十三年の教育勅語渙発を契機として、その姿勢に変化が見られる。いづれにせよ、皇典講究所における社会教育としての定期講演会において、かかる言説がなされて来たことは興味深い。[17]

また、桂島宣弘は、「そもそも「平田派」「津和野派」が明治初年期に有していた圧倒的影響力は、今日の国学研究の状況に照らしても何人も否定できないことだろう。それをも覆して、近世以来の「考証派国学」が明治中期に命脈を伝え、むしろこちらこそが「国学」なのだといわんばかりの氏の主張は、やはり無理があるのではないか。」と述べ、さらに「まず「平田派」については（明治初年期のその定義は難しいのだが）、神祇官・神祇省期の政府中枢に活動の場を見いだして廃仏毀釈などで活動したこと、また福沢諭吉などの啓蒙思想家が訝しく思っていた「国学者」が主としてそのような「平田派」系国学者であったことは間違いなかろう（「津和野派」がやや異なった軌跡を描くこととなるが、これは措く）。そして、平田篤胤の「幽冥」論や造化三神論、「三大考」論争などに影響された諸言説が、教部省期を通じてほぼ衰退し、影響力を失っていくことは、本書からも窺えるところで、これらの人々の下野によって、明治初年期まで大きな影響力を有していた宣長・篤胤神学の主要部分が、のちには語られなくなっていくことは間違いないのではないか。そして、少なくとも近代アカデミズムは、こうした「平田派」系言説（記紀を「神典」とする言説）の上には構築されなかったことは、本書の論旨とも何ら抵触しないのではないか。のちに本居宣長や平田篤胤に基づくと自称する言説（神道学も含め）は、これらの淘汰の上に自らの言説を「国学」的言説と称したものであって、神道学を国史学や国文学に繋いだところで、その構造に変化はないと評者は考える。」と拙論に批判を加へた。[18]

近代の国学的言説を「創られた伝統」と見做す代表的論者からの批判で、たいへん光栄に感じてゐるが、「平田派」が「神祇官・神祇省期の政府中枢に活動の場を見いだして廃仏毀釈などで活動した」といふのは、縦令「廃仏毀釈」が「神仏分離」の言ひ換へだとしても聊か語弊がある表現であると思はれ（政府は神仏判然令は出したが「廃仏毀釈」令

は出してゐない）、恐らくこれもご存じである事柄であるはずだが、概ね「津和野派」が主導した神祇官・神祇省の時代における政府中枢の国学者が「平田派」であつたかのやうな記述（樹下茂国のことか）自体も、実態とはかけ離れてゐる。[19]

また、拙著においては、考証派国学者のみならず、彼らの「後ろ盾」となつた「津和野派」国学者・福羽美静の存在を相当重視してゐるだけではなく、東京大学古典講習科においても本居派、平田派の洗礼を受けた者が多数参加してゐたこと（特に同科の生徒には、平田家の養子となり平田盛胤となる戸澤盛定や、一時期本居家に入つた増田于信らもゐた）、権田直助や井上頼圀、松野勇雄など、皇典講究所に関はる重要人物の中に、「平田派」の主要な流れを汲む人々がゐたこと、そして概ね東京大学（帝国大学）系と皇典講究所系の二つの近代国学の流れが、小中村清矩らを結節点としつつ、皇典講究所を母体として明治二十三年に設置された國學院で合流したといふことも指摘してゐる。

さらに、室松岩雄をはじめとする皇典講究所・國學院関係者は、「國學院大學出版部」で『国文注釈全書』や『鹽尻』、『類聚近世風俗志』などの国文関係書・考証随筆を活字化して刊行するとともに、同出版部と同住所である「飯田町五丁目八番地」において、「法文館書店」や「一致堂書店」の名で主に神道関係や平田篤胤関係書、『歌学文庫』など歌学関係書などを出版し、さらには「平田学會」の名称を以て『平田篤胤全集』などの出版活動を行なつてゐた。[20]そもそも桂島が「国学」に不可欠な内容として重視する「明治初年期まで大きな影響力を有していた宣長・篤胤神学の主要部分」や「「平田派」系言説（記紀を「神典」とする言説）」のコアとなる部分が、果たして、「「幽冥」論や造化三神論、「三大考」論争などに影響された諸言説」といふ、いはば、極めて「宗教」性（これも近代以降の眼差しだが）に溢れた、見方によつてはオカルティックなものであつたのか、またはそれが近世後期以来、数多存在した国学者の大多数が保有してゐた問題関心であつたのか、といふ点を虚心坦懐に再検討する必要があらう。

さらには本来、国学者たちの霊魂観や神観なるものは、その前提にある基礎的な「考証」作業やテキストの基盤整備[21]を抜きにしたものでは無く、諸現象の起源と来歴を考察する中で検討されてきた重要事項であることからするならば、逆に幕末維新期における「平田派」国学者による「幽冥」論や「霊魂」論、「神」論の流行、明治十年代前半の神学論争（祭神論争）などで、その技量を問はずにあらゆるレベルの国学者の関心がその部分に偏り、その「考証」性に先立つて「宗教」性を優先し根拠に基づかない言説が展開することもままあつたことこそが、「国学」史上、極めて特異な現象だつたのでは無からうか（また、昭和戦前期の準戦時下・戦時下の国学論、神道論においても然り）。

要は、通説的に言はれる、維新期に「平田派」が〈没落〉した、といふテーゼそのものを再検討する必要があり、また、「宗教」性溢れる言説こそが「国学」の中核であり、これが強く前景化しなければ「国学」では無い、といふ通説的理解をこそ疑ふべきでは無いのだらうか（逆に「神道」的なものよりも本来「文芸」的要素こそが「国学」の核である、といふテーゼもこの理解の裏腹にある）。日本思想史学の第一人者である前田や桂島からの貴重な批判を受けて筆者が強く感じたのは、国学者が仮令「神道」や神祇に関する事柄を論じてゐても、果たしてそれが即、近代において形成された概念である「宗教」性に繋がるものなのか、といふ点を再考すべきではないか、といふことであつた。

四　皇典講究所の創立と「神道」「道徳」

上記の問題意識を踏まへ、ここでは皇典講究所・國學院における「神道」観、「道徳」観の一端を概観したいと思ふ。

明治初年、国学者や神職たちは「教導職」に任ぜられ、東京の大教院をはじめ、全国各神社の小教院などにおいて、

「大教宣布運動」（明治五年の「三條教則」にある「敬神愛国」「天理人道」「皇上奉戴・朝旨遵守」などを国民に説いた運動）、即ち、国民教化運動を展開した。[22] しかし、明治十年代前半の神道界がほぼ真つ二つになつて行はれた神学論争（祭神論争）の反省から、「祭祀」と「宗教的教義」、或は「宗教的教義」と「学事」とをそれぞれ分離し、「非宗教」としての神道の攻究を中核とする国学的研究・教育機関として皇典講究所を設置することとなつた。[23] 國學院の第一期卒業生で、後に國學院大學教授となる三矢重松は、大正十一年に「維新以来渾然たる中に種々変遷を重ね来りし神道は、国体を講明し典故文献を攻究する国体神道と、国家の礼典として祭祀を主とする神社神道と、派を立て教義を説く宗教神道と此の三方面に於いて漸次その色彩を明にするに至れる」[24] と述べてゐる。

明治十五年二月には、有栖川宮幟仁親王を初代総裁に戴き、松野勇雄を中心に皇典講究所の組織や規則などが整備され、同年九月一日より授業が開始された。[25] 開黌式は十一月四日に行はれ、教職員・生徒たちは先述した総裁宮の告諭を賜つた。また、宍野半・井上頼圀・久保季茲・松野勇雄・宮崎富成・古川豊彭・石垣甚内の連名による「皇典講究所設立告文」が提示され、「文明ノ化ハ術藝ニ立チ道徳ニ成ル、術藝ハ新ナルヲ尚ビ、道徳ハ変ラザルヲ要ス、新ナルハ進ミ易ク、変ラザル者ハ競ヒ難シ、是ヲ以テ術藝日ニ講明セザルナキモ、道徳年ニ湮晦ヲ加フルハ、宇内ノ通弊ナリ、中ニ就テ、我皇國の國體ハ、道徳ヲ離レテ一日モ立ツベカラザルヲ以テ、苟モ我國人タル者、尤此ニ猛省セザルベカラズ」と述べられた。ここでは新規の「術藝」と対置される不変の「道徳」が語られてゐる。

皇典講究所の学科内容には、神学的・宗教的な臭みは全く無く、修身・歴史の二科は、「道徳の本原ヲ知ラシメ」や「順逆嚮背ノ方ヲ知ラシム」などの文言が見られるやうに、極めて「道徳的」要素の強いものであつた。「文学部」の「脩身科」においては、正科として教授・久保季茲、助教・木野戸勝隆、副科として教授・秋月胤永が置かれ、『古事記』『日本書紀』や『古語拾遺』、『古史成文』などの国典とともに、論語・大学・中庸などの漢籍を使用してゐた。

なほ、明治十六年八月二十七日、皇典講究所監督・折田年秀は、皇典講究所改革のための長文の意見書を総裁に提出した際、「皇典講究所ノ名称ヲ改ムヘキ事」として、「本黌ノ主眼トスル所ハ、皇典ヲ研究シテ國體ヲ講明シ、道徳ヲ涵養シテ人才ヲ鞠育スルニアリ、皇典ヲ研究シ、國體ヲ講明スルハ、素ヨリ我国典ニ法ラサルヘカラスト雖トモ、道徳ヲ涵養シ、大義名分ヲ古今ニ渉猟シテ人才ヲ海内ニ鞠育スルノ方法ニ至テハ、之ヲ漢籍ニ研究セサルヲ得ス、蓋シ是レ教程副科ニ漢籍ヲ置ク所以ナリ、果シテ然ラハ本黌ノ教程ハ国典ヲ主トシ、漢籍之ニ副フルモノナリ、然ルニ単ニ皇典講究所ト称スルハ一方ニ偏スルノ嫌ナキコト能ハス、名ハ実ノ実ナリ、名已ニ実ニ違フ、改メスンハアル可カラス、故ニ之ヲ宮内省ニ稟シ、講学書院、或ハ弘道書院ト改称シ給ハンコトヲ請フ、」[26]と述べた。当時、「道徳涵養」については、漢籍使用が欠かせないといふ認識があつたことが知られる。明治十九年二月二十三日の「改正皇典講究所規則」第一条においては、「本所ハ皇典ヲ講究シ、徳性ヲ涵養シ、有用ノ材幹ヲ養成スル所トス、」とあり、その「学則ノ綱領」には、「国体学　正科皇典副科漢洋書以下同ジ」「政治学」「法律学」「語学」「数学」とあつた。

五　國學院の設置と「神道」「道徳（道義）」

明治二十一年十二月、法制局長官・井上毅は、皇典講究所における演説の中で、「国典は国家の政事の為めに必要である。并に国民の教育の為めに必要で有る、而して宗教の為めに必要で無い、また一の政党の論拠材料の為めに必要で無いといふことを以て答へなければならぬ。なぜ宗教の為めに必要でないかといふならば、国典に載する所のものを敷衍して、一つの宗教的の論理と為して、尚言はゞ之を以て宗教的の看板におしたてゝ、仏法又は耶蘇宗を攻撃する為めの旗じるしにするといふやうなことは、勿体ないことである。これは卜部流の神道より淵源し来り、近年二三

の豪傑の士が世を憤り激する所あつて為したることで、其れよりして、世には誤つて神道を以つて一つの宗教と看做し、或は宣教師の仕業に倣ひ、冥界の教なりとか顕幽界に通ずるの教などと説きなし、遂には西洋の人が「シントシズム」と云へる名称を拵へて、東洋の一つの宗旨の名目を立てることにまで至りたるは、私の意見では、御国のかんながらの道の本意に背いて、残念なことであると存じます。[27]」と述べた。井上は、皇典講究所に対し、明確に「非宗教」的な国学と「神道非宗教論」を要求しつつ、「国家の政事」と「国民の教育」のための実用性を求めてゐる。[28]

明治二十二年、国学者・久保季茲の子で明治十七年皇典講究所に助教として入り、後に同所幹事並びに國學院講師となつた久保悳隣（鄰）は、皇典講究所講演で「日本古代の道徳」を講じた。[29] これは「道徳」の語の由来からその古代における内実までを述べた国学者らしい講演といへる。久保は冒頭で「我邦は、古来外国よりも、君子国と称した る程の国柄なれば、道徳は太古神代以来、能く備はりたる事でありますれど、元来道徳だの倫理だのと云ふ名称はなく、古語にも言挙せぬ国と云てある如く、文字や言語の上に、喋々したることなければ、或は我邦の上古は野蛮未開にして、道徳などと云ふことは、一向無きやうに思ふ輩もあるかは知らねど、決して左様にあらず、能くこれを上古の歴史、即ち事実の形迹に照して見ると、誠に明で毫も欠くる所はありませぬ、」と述べて、「道徳」の文字使用の嚆矢を『懐風藻』に求めるとともに、「この道徳の文字に当るへき日本の古言は、何と云ふが至当であるかと云ふに、これも私の愚考には日本語で云ふたなら、唯道とばかり云ふ語、即ち人の通行する道路のことより出て、人の必踏み行ふべき道理と指称したる一語の中に、含蓄してゐるかと思れます、」として、「天地を創造し玉へる我皇祖天神の、天地と共に定め天地と共に伝へ玉へるもので、即ち古語にも天津祝詞の太祝詞と申してある、これが道を伝へたる天神の御言であります、又古事記の序に、本教とも申してある、本教は、乃ちこの天津祝詞を指したるなれば、教へもこれより出で、又のりとののりは宣り聞することより出たるにて、やがて憲法をのりと云ふも同言であります、」と指摘

してゐる。つまり久保は、「本教」即ち「神道」と「道徳」をほぼ同義と見做し、さらに同様のものとして「天津祝詞」や「憲法」にまで説き及んでゐる。また、最後に、チェンバレンの『英訳古事記』において痛罵された我が国古代の通婚習俗[30]に関する「古代道徳に関する評言」について、逐一事例を挙げて反論してゐることも興味深い。

明治二十二年十月頃より、皇典講究所内では国学の学校を設置すべく動き始め、「私立国文大学案」や「私立国文学校案」などの草案を経て、同二十三年七月に「國學院設立趣意書」が公式に示され、皇典講究所を母体として國學院（本科・研究科）を設立することが発表された。この「國學院設立趣意書」（松野勇雄原案、三上参次と井上毅が加筆）には、「国史・国文・国法」を中心に、かつ「海外百科の学も網羅兼修」することが説かれてゐる。当初の講師には、皇典講究所の重鎮である井上頼圀や「縁の下の力持ち」であつた松野勇雄、同所卒業生の畠山健・佐藤寛・菅和田（目黒）喜三郎、同所と東京大学（帝国大学）の結節点だつた小中村清矩、また、本居豊穎・木村正辞・飯田武郷・小杉榲邨・久米幹文・大澤清臣・物集高見・黒川真頼など東大（特に古典講習科における）の教員だつた国学者たち、漢学者の内藤耻叟・川田剛・三島毅（中洲）・島田重禮のほか、「道徳教育運動」の第一人者・西村茂樹もゐた。さらには、古典講究科生だつた小中村義象・萩野由之・佐藤（今泉）定介・落合直文・関根正直・丸山正彦・市村瓚次郎や、和文学科卒業の三上参次・高津鍬三郎ら、その他、坪内雄蔵（逍遥）や岡田良平、池田早苗らも加はつてゐる。[31]

その科目は、国史・国文・道義・法制・外国史・地理・哲学・漢文・英語・体操で、「道義」は「人倫道徳説」（研究科では「支那道徳説・西洋倫理学説史」）を内容とし、受持講師は、内藤耻叟・島田重禮・松野勇雄であつた。また、「哲学」は「倫理学・心理学・教育学」を内容とし、岡田良平・渡辺菫之助・大瀬甚太郎・篠田利英が受け持つた。なほ、同二十六年においては、「道義」の内容は、「倫理学」（松本文三郎）と「中庸」（三島毅）であつた。

さらに西村茂樹も「私は國學院の中の道徳学科の講義の依託を受けて居ります。」と述べた上で、「さて道徳に就て

は、畏くも先月の三十日に、聖勅が下りました。誠にあれは日本国に取ッては、此上も無い結構な勅語で、日月の光のやうなもので、国民たる者はあれを奉じて守れば間違ひはありませぬ。国民道徳のことも、あれがあれば宜しいやうであります。（中略）さて、そこで日本で此間のやうな結構な聖勅があッて、其聖勅に達する道を学び、又小さい目を編んで大綱に編み付けやうと云ふには、前に申した五つか六つの道に依ッて行くより仕方はありませぬ。（中略）神道を以て標準とするは宜からうが、私には分らぬから言ひますまひ。（ママ）（中略）其私の説と云ふものは、是だけのものを皆捨てやうと（ママ）云ふのでは無く、皆取らうと云ふのであります。（中略）儒道は日本に千五百年ほど行はれたから、七八分は使へることと思ひます。其次は哲学が多からうし、又仏道にも大層あらうと思ひます。耶蘇にもあらうが、他の間に合ふなら高閣に束ねて宜からうと思ひます。（中略）これが國學院で若い人に道徳の大意を、説かうと思ふ大趣意でございます。[32]」と語つてゐる。「神道」についてはさらりと触れる程度であつた。

そして、この時期、皇典講究所卒業生（明治二十年卒業）で國學院講師を務めた佐藤寛は、「造化三神が、万物を化成したまひし事より、八百万神達が功績にいたるまで、一として神理を具へざるはなく、又一として哲学に合はざるはなければなり」として、「神道」を中核とする「神道哲学」「本邦哲学」の必要性を説いた[33]注目すべき人物だが、彼はまた、前年の教育勅語渙発に刺激を受け、「我が国徳育の基礎は、国語にありといふべし、そは国語ありて国史を知り、国史ありて国語の尊きよしを、知るべければなり、」とも述べてゐる。[34]

また、「日本道徳の定義を明にせむ」とした国学者の丸山正彦（東大古典講習科卒業）は、「今我が邦の道徳を説くに、まづ外国人より入り来りしものを、概説するが順序なるべし、」といふことで、支那と印度から輸入された道徳、即ち「儒道」と「仏法」の伝来から説き起こしてゐる。[35]丸山は、「儒道は人倫の学を進め、仏法は慈仁の道を進め、殆ト我が国の道徳と化したるもの尠からず、然れども儒にもせよ、仏にもせよ、我が邦の道徳を補ひこそしたれ、此れ等の

儒道仏法が、直に我が道徳の基礎となり、根底となりしにはあらざるなり、」と述べ、古来より動かない「我が国固有の道徳」、「国民の徳教」の起源を『続日本紀』における「明支浄支直支誠之心」や、延喜式の大殿祭の祝詞における「邪心あらしめず穢心なく」の語、推古天皇の冠位十二階などのいはば「清明（明浄）正直」に求めるとともに、『神皇正統記』なども参照して「智仁勇」などの徳目も導き出してゐる。そして結論としては、「本邦道徳の定義を問ふものあらば、清明正直の至誠は、発して忠信孝悌の道となり、鏡剱璽の達徳は、化して共同愛国の教となれるものなりと、答へむとおもふ、」といふものになる。今から見るならば「神道」と言つても差し支へないのかもしれないが、ここでは日本の道徳の基礎となるものが判り易い名称で明示されてゐないことに、当時の認識が垣間見えよう。

六　湯本武比古と三矢重松の「道義」観・「神道」観

明治二十七年十一月発刊の『國學院雑誌』では、その創刊号（第一）から、教育学者の國學院講師・湯本武比古の「本邦倫理学」が始まり、第十まで連載されたが、その「序論」には、「倫理は道義にして、倫理学は道義学なり。文部省にても、今日此の意味を以て用ゐるものゝ如し。」と記されてゐる。[36] 湯本は、同じく創刊号における「小学教育法」においても、「凡そ教育の目的とする所は、道義的品性の陶冶なり。」と述べてゐる。[37]

また、湯本は、「道義心の修養上、普国が意を注ぐこと」として、「宗教」と「国語」を特に重要視してゐるが、「普国の如き、新造の国にては、吾が邦の如き、国体の精華なく、即ち有効なる、道義の歴史的素因なきを以て、宗教の力による外、又他に方便ざるべからざればなり。」と指摘する一方、「我が国のごときは、儒教に依らず、仏教によらず、況んや耶蘇教をや、我が国の修身教育は、徹頭徹尾皇祖皇宗の遺訓に依るべきものにして、決して外国人の言行

を引用すべき必要なきものなり。今日我が国人の普有すべき品性を陶冶するに、孔子、釈迦、耶蘇の言行の如きは、更に必要あることなし、況んや其の他をや。」と述べ、[38] さらに教育勅語の説明の部分で、「我が国人の意志を支配せる意見とは何か、即ち　皇祖皇宗の遺訓にして所謂本教なり、惟神の大道なり。」、「吾か邦の教育を論せんとするものは、先づ教育の真の概念を明らめ、古典を熟読して惟神の道、敬神の教を深く研究せざるべからず。」[39] と記してゐる。我が国においては「道義の歴史的素因」として「宗教」を採用する必要が無く、「皇祖皇宗の遺訓」＝「本教」＝「惟神の大道」に拠るべきことを説いてゐるのである。

また、ここで明治二十年代後半から三十年代初頭にかけての國學院一期生・三矢重松[40]の論文からいくつか引用し、その「国学」観や「道徳」観、「神道」観を見ておきたい。

まづ、明治二十六年の「平田篤胤翁の伝を読む」では、「わが國學院は国史国文を専とはすれどそはたゞ修むる学術にて終身之を業とせむのみにはあらず。国家観念の源たらむが真の趣意なるに徒に書籍をもて扱ひ歌よみ文かくみやび男とならむは歎かはしとも歎かはしかるべし。神社を見よ道徳を見よ議会を見よ人の心の破れたるを見よ破れたる心が耶蘇教にて救はるゝを見よ教育を見よ西洋学を見よ弱きを見よ貧しきを見よ朝鮮を見よ支那を見よ魯西亜を見よ英吉利を見よ印度を見よ東洋を見よ欧米を見よ南洋を見よ、ことごとく英傑の士が志を立つべき刺撃ならずや。ふるへや、たてや、みくにまなびの人々志を立てよ、身を修めよ、国に尽せよ、さてはこの学を大成せよ。」[41] といふ極めて積極的な「国学」観が表明されてゐる。また、同二十八年の「国史と中等教育（国史科を独立せしむべし）」では、「国学は道義国史国文の三科を経とす。（中略）道義と国文とは教育制度に於いては別に論ずべきことなし。唯望む所は国学者が慥に道義の教育に任ずべき資格を養成し、完全なる明治の国文を大成せむことなり。（中略）国学の用は国史にあり。道義も国文も皆国史を根拠とす。然るに現時の国学者は動もすれば国文を以て国学の最大要科とし、知ら

ず識らず国学の本領を忘れんとするものあり。甚しきは世の所謂文学といふものに附随して位置を維持せむと務むるものあり。実に言語道断の至なり。国史を除きては道義もなく国文もなく又国学といふものあるべからず。我が党の士すべからく三省すべし。[42]」と述べ、その「国学」の内容について、道義・国史・国文の三つを挙げてゐる。

さらに、同年の「国学の目的は国学といふ語の消滅にあり」では、「一国の学問たるものはいづれか国学ならざるべき。而も吾人の国学を唱導するは、決して他の学問を排撃して我のみ天下を専制せむとするにあらず。外交の盛なるに従ひて外国思想も盛に注入し、根本の大義たる国学の精神を失ふものあるが故に之を救はんが為に国学は起るなり。社会の事物学問の凡べて国学の精神を以つて組織せられむことを欲して国学は起るなり。此の目的にして達せらるゝ時は、国学といふ名称は世に存在すべからず。吾人は切に此の目的の達せられむことを希望し、国学といふ名称の長く世に存在するを悲しむ。[43]」と記してゐる。これは、國學院学監・杉浦重剛の「国学とは何ぞや[44]」における、「自国の定見を確立し、広く世界の智識を蒐集して、我が用に供するは、則真正の国学なり」といふ実学的「国学」観から、あらゆる学問の日本的総合化（「悉皆国学」）を目指し、「国学の文字の、学問社会に消滅せんの日を以て始めて真正なる国学の勃興せる時節の到来たるを期するものなり」といふ見解を踏まへたものである。

そして、明治三十一年の「神道の眼目[45]」では、「我が神道と云ふ者の宗教なりやあらずやは姑く措きつ、国史により て成れる本教なるからは国家が一日も欠くまじき教なることは論を俟たず。（中略）抑神道はさる薄弱なる者にあらず教理の上よりしても優に世に闊歩しつべき者なり。今其の国家歴史的の方面は世論に譲り、茲に個人的道徳の教化において最貴重なる大徳あり。「正直」是なり。予は之を神道即本教の眼目と云ふなり。（中略）（宣長翁の物のあはれの説は実に千古の卓説なり。翁を祖述する者すべからく之を継ぎて本教の美を済すべきなり。）」と述べてをり、「神道即本教」が「宗教」であるかどうかは保留としつつ、それが「個人的道徳の教化において最貴重なる大徳」であることを重視して

ゐる。なほ、「正直」への注目は、先述した明治二十五年の丸山正彦の講演と同様である。

因みに、折口信夫は昭和十一年の講演で、「国学は一面、気概の学問」と述べ、師の三矢重松を「国学者にして国文学者」とする認識を示し、[46] 同十二年には、「国文学といふものは広い意味です。総ての文献を含んでその中の一番生きたものは文学だから、日本文学といふ――文学の学問でなしに日本文学、総ての国文学の中から自由なる道念をば引き出して来て、我々の清純なる民族生活を築き上げようとする欲望、それを学風としてゐるものが国学なのです。大変難しいやうになります。つまり固定しないで、非常に自由に、日本の国文学及び国文学的な伝承の中から出て来る道念、今の言葉で言ふともらるせんすと申しますが、それを引き出して来て我々の清純なる民族生活を築き上げて行く、その欲望を学風として居るのが国学ではないかと思ひます。[47]」といふ「国学」観を披瀝してゐる。

七　國學院の展開と「神道」「道義」

國學院は、明治三十七年に専門学校令による「私立國學院」（大学部・師範部・専修部）となり、同三十九年には「私立國學院大學」と改め、大正八年に「私立」を削り「國學院大學」と改称した。[48] 明治三十六年度の学科課程においては、「道義哲学科」（「日本道義」石川岩吉、「哲学概論」「論理学」紀平正美、「倫理学」「心理学」友枝高彦、「教育学」深作安文）「国史法制科」「国語国文科」「漢文科」「外国史科」「英文科」「随意科」が置かれ、研究科の学科として、「国史法制」「国語国文」「道義」の三科が設けられた。「道義（哲学）科」が明確に制度化され、それまでの漢籍や西洋文献による「道徳（道義）」に加へ、「日本道義」が國學院第三期卒業生の石川岩吉を講師として開講されたことは大きな出来事であつた。なほ、同三十六年の本科の学科課程には、「国史法制科」に、同三十年の学課表の時点では無かつた、

「神道史」（田中義能）、「神祇史」（丸山正彦）、「憲法・神社制度」（中川友次郎）の科目が見えてゐる。

また、『國學院雑誌』第十三巻第三号（明治四十年）に掲載された國學院大學編輯部『明治國學概觀』の広告には、「明治国学」の内容として、「道徳・神道・国史学・国文学・国語学・歌学」という各専門が掲げられてゐる。専門分化しつつある各々の学科を統合する学問としての「国学」といふ視点が、この時点でも國學院大學においてはまだ健在であつた。因みに『國學院雑誌』上において、「過去四十年間における【道徳・国史学・国文学・国語学・歌学】界の概観」と題して、明治四十年一月～四月に「神道界」（河野省三）以外の各界の過去四十年における概観がそれぞれ連載されたが、この企画は遂に「幻の書」となつた。これらの執筆陣は、「道徳界」石川岩吉（第三期、明治二十八年卒）、「神道界」河野省三（第十二期、明治三十八年卒）、「歴史学界」櫻木章（第五期、明治三十年）、「国文学界」堀江秀雄（第五期、明治三十年卒）、「国語学界」高橋龍雄（第六期、明治三十一年卒）、「歌学界」彌富濱（破摩）雄（第十二期、明治三十七年卒）といふ全て國學院出身の人々によつて担はれた（河野省三のみ草稿作成に留まつた）。

大正元年八月の学則改正においては、「道義・哲学」が、「国民道徳（礼法）」青戸波江、「国民道徳」石川岩吉・田中義能、「心理学・論理学・哲学概論・哲学史・西洋倫理学史」紀平正美、「東洋倫理学史」有馬祐政、「社会学」樋口秀雄、「美学」乙骨三郎、「教育学」篠田利英、「宗教学」補永茂助といふ布陣となつた。

大正七年七月四日には、皇典講究所・國學院大學拡張委員会が設けられたが、拡張委員として、市村瓚次郎・今泉定介・今井清彦・上田万年・上杉慎吉・江木千之・筧克彦・久保悳隣・桑原芳樹・小松原英太郎・近藤久敬・佐伯有義・清水澄・清水平一郎・杉浦重剛・高山昇・立花照夫・芳賀矢一・服部宇之吉・三上参次・三矢重松・宮西惟助・井上哲次郎・山田新一郎・湯本武比古・青戸波江が委嘱された。[49] 本稿で言及してきた「道徳（道義）」に一家言ある人物が殆ど入つてゐることが知られよう。とりわけ、この委員の一人・佐伯有義は、「神祇科ノ設置」と「道義科ノ拡

張」を意見として提出してゐる。後者については、大学部・師範部ともに「道義科」を拡張して、「現在ノ国語漢文科及歴史科以外ニ修身科ノ免許状ヲ得ル程度ニ改正セラレンコトヲ希望」した。「道義科」の拡張は、教員養成の拡充を意味してゐたのである。また、前者については、「神祇崇敬ハ治国ノ要道ニシテ之ニ関スル学科ハ国学ノ中ニ於テ最モ主要ノ一科タリ、然ルニ國學院大學大学部ニ国史国文ノ二科アリテ、神祇科ノ設ナキハ甚タ遺憾ナリトス、」と述べ、「付言」として「神祇科ノ名称ニ付キ神道科ト称スル方妥協ナリトスル説アリ、神道ノ称ハ古来普ク用ヒラレシ名称ナレト後ニ種々ノ弊風起リタルタメ、平田翁ノ如キモ之ヲ避ケテ古道ノ称ヲ用ヒラレンカ、維新以後就中神官教導職以後、専ラ宗教方面ニ使用セラル、ニ至レルヲ以テ之ヲ避ケテ神祇ノ二字ヲ用ヒタリ、サレト意味ニ於テハ神道ノ文字妥協ナルヘシ、尚ホ宜シク研究アランコトヲ希望ス、」と記された。

「國學院大學拡張事業計画案」[50]には、「一、道義科ノ設置　國體國禮ヲ講明シ、国民道徳ヲ研修スルハ本大学設立ノ主旨ニシテ、其ノ学術ノ確立ヲ期スルハ、実ニ現代ノ急務ナリ、殊ニ堅実ナル思想家ヲ養成センガ為ニハ、須ラク皇国固有ノ道義ノ講究ニ待タザルベカラズ、是レ此ノ科ヲ新設スル所以ナリ、」「学級数　本科三学年（一学年一学級）」「専任教員　二人」「嘱託教員　若干名」「教室建築　三教室七〇坪（一室三〇坪　二室二〇坪ヅ、）」とあつた。そして同九年四月十二日、國學院大學は大学令大学への昇格を果たし、道義学科・国史学科・国文学科の三学科が置かれた。

結局、戦前の國學院大學の学部においては、近代的分科としての「神道学科」は成立せず、大正九年に大学令大学となつた際、大学部の専修学科として、国史学科・国文学科に加へて「道義学科」のみが設けられ、その筆頭に位置付けられた。当時の「國學院大學学則」第一条には、「本大学ハ、道義・国史・国文及ビ之ガ研究応用ニ須要ナル諸学科ヲ学修セシメ、国家有用ノ人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス、」と明記されたのである。

八　むすび　―「道義学科」と「国民道徳」といふ課題

これ以後、道義学科の「国民道徳」は専ら國學院大學教授・河野省三が務めた（高等師範部においては、他に田中義能・筧克彦らも務めた）[51]。大正期における河野の「国民道徳」観は、「我が国民性を基礎とし、種々の教育、宗教に培養せられつゝ幾多の社会的状況に鍛錬せられて、発達し来れる所の国民道徳の二大組織体あり。一は神道にして一は武士道なり。」、「今我が国に在りては、神道は即ち我が民族特有の根本的道徳にして、国民の固有的信念なり。従つて神道は我が国民道徳と密接不離の関係を有し、実にその根柢を為せり。」[52]といふものであつた。

阪本是丸は、「近代的分化としての「神道」学だけに神道精神の講究・闡明・宣揚を任せ、あるいは任されたとする立場の否定にこそ、國學院の学問、即ち国学の真価は存するのである。」[53]といふ示唆に富む指摘を行つてゐるが、國學院の学部において、戦前期に「神道学科」が置かれなかつたことが、まさにその証左となつてゐるといへる。

本稿では、甚だ雑駁ながら、「道義学科」誕生までの皇典講究所・國學院の歩みとその担ひ手による「神道」観・「道徳」観を見てきたが、その出発点から、皇典講究所・國學院の人々が奉ずる「国学」（国史・国文・国法）や「神道」は、明確に「非宗教」なものであつた。つまり、「宗教」性は前景化して来ないのであるが、ただ、そのことは決して彼らが「無精神」「無信仰」であつたといふ訳では無いことも見て来た通りである。「皇祖皇宗の遺訓」や「本教」、「惟神の大道」、或いは時には「神道」といふ言葉をも用ゐつつ、各人の理想とする「道徳（道義）」の有り様を熱烈に語つてきた軌跡が十分に窺へるのである。

また、「道徳（道義）」は皇典講究所創立以来、一貫して重視されて来たが、その「道徳」の中身については、当初は必ずしも「神道」的な道徳の内容がそのカリキュラムの中に明確に位置付けられてゐた訳ではなく、どちらかとい

へば、漢籍と西洋文献に頼つてゐた嫌ひがある。しかしながら、当初から皇典講究所・國學院に関係してゐた国学者や漢学者、教育学者たちは、明確に今でいふところの「神道」を核とした日本的「道徳」教育を構想してゐたのである。この「(非宗教的な)神道」を中核とする日本的な「道徳」としての「日本道義」が学校のカリキュラムとしてきつちりと組み込まれて行くのは、明治三十年代から大正期にかけてのことであり、その帰結が大正九年における國學院大學の大学令大学への昇格に伴ふ「道義学科」の設置であつたといへよう。この非宗教的な「神道」が日本的「道義」の重要基盤として強く認識されて来る過程は、明治後期の「国民道徳論」の展開とパラレルであつたともいへる。その相互関係や大正期以降における「道徳」問題の展開、さらには「神道」そのものに対する「宗教」化の要請など、検討すべきことはまだまだ多いが、最早紙幅も尽きたので、これらの考察はまた別の機会に試みたいと考へる。

注

(1) 拙著『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)二三―二四頁。「近代国学」に関する以下の記述については、主に同書の「序章」及び「終章」に拠る。

(2) 前掲、拙著『近代国学の研究』四八四―四八五頁。

(3) 石川公彌子『〈弱さ〉と〈抵抗〉の近代国学―戦時下の柳田國男、保田與重郎、折口信夫―』(講談社選書メチエ、二〇〇九年)、二〇頁。

(4) 前掲、石川公彌子『〈弱さ〉と〈抵抗〉の近代国学』、二〇頁。

(5) 前掲、石川公彌子『〈弱さ〉と〈抵抗〉の近代国学』、二二四―二二五頁。

(6) 皇典講究所編『皇典講究所第一年報』(柳瀬喜兵衛、明治十七年)二丁。

(7) 藤井貞文『明治国学発生史の研究』(吉川弘文館、昭和五十二年)、阪本是丸「明治国学の研究課題」(同『近世・近代神道論考』弘文堂、平成十九年)、西川順土「明治国学の一側面」(同『記紀・神道論攷』皇學館大学出版部、平成二十一年)、等を参照。

(8) 林淳「近代仏教の時期区分」(『季刊日本思想史』七五、二〇〇九年)を参照。
(9) 近年においては、阪本健一『明治神道史の研究』(国書刊行会、昭和五十八年)のやうな「明治神道史」から、神社新報社編『増補改訂　近代神社神道史』(神社新報社、昭和六十一年)のやうな「近代神道史」との表記が研究者間では一般的になつてきてゐる。
(10) 「差異」といふ言葉については、清水正之『国学の他者像—誠実と虚偽—』(ぺりかん社、二〇〇五年)二頁、二五七頁からヒントを得たが、必ずしも、同書と同様の意味で用ゐてゐる訳ではない。
(11) 福羽美静『国民の本義』博文館、明治二十五年、二九頁。
(12) 前田勉「〔書評〕阪本是丸著『近世・近代神道論考』、藤田大誠著『近代国学の研究』」(『日本思想史学』四〇、二〇〇八年)。また、桐原健真「新刊紹介　藤田大誠著『近代国学の研究』」(『明治維新史研究』五、二〇〇九年)も、「とくに本書が指摘する「近代国学」における「非宗教性」という性格は、「近世国学」との距離をかなり遠くするものではなかっただろうか。」との感想を漏らしてゐる。
(13) 前掲、拙著『近代国学の研究』三九九頁を参照。
(14) 小中村清矩「國學の前途」(『皇典講究所講演』一三、明治二十二年)。
(15) 小中村清矩「神道」(『東京學士會院雑誌』第十四編之五・明治二十五年)。
(16) 小中村清矩「建国の聖詔」(『皇典講究所講演』百二十一、明治二十七年)。
(17) 皇典講究所講演については、拙稿「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動—『日本文學』『國文學』『皇典講究所講演』総目録解題—」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』一、平成二十一年)を参照。
(18) 桂島宣弘「書評と紹介　藤田大誠『近代国学の研究』」(『宗教研究』三六〇、二〇〇九年)。
(19) さしあたり拙稿「幕末維新期における宮門跡の還俗に関する一考察—「中央の神仏分離」研究の一環として—」(『國學院大學日本文化研究所紀要』九六、平成十八年)を参照。
(20) 拙稿「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」(『國學院大學　校史・学術資産研究』一、平成二十一年)を参照。
(21) 近代国学の研究基盤整備の一端については、拙稿「近代国学と郷土史」(由谷裕哉・時枝務編『郷土史と近代日本』角川学芸出版、平成二十二年)を参照。

(22) 拙稿「明治初期における教導職の「敬神愛国」観」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』二、平成二十二年)。
(23) 前掲、『近代国学の研究』二〇八頁以下を参照。
(24) 三矢重松『松野勇雄先生』(皇典講究所内松野大人三十年祭典会、大正十一年)四二頁。
(25) 以下の皇典講究所・國學院に関する記述は、特に断らない限り、前掲、皇典講究所編『皇典講究所第一年報』、『皇典講究所五十年史』(皇典講究所、昭和七年)、國學院大學八十五年史編纂委員会『國學院大學八十五年史』(國學院大學、昭和四十五年)、國學院大學校史資料課『國學院大學百年史』上下巻(学校法人國學院大學、平成六年)、を参照。
(26) 國學院大學八十五年史編纂委員会編『國學院大學八十五年史史料篇』(國學院大學、昭和五十四年)一二九頁。
(27) 「井上毅君演説」(『皇典講究所講演』一、明治二十二年)。
(28) 井上毅の神道観、宗教観に関しては、齊藤智朗『井上毅と宗教—明治国家形成と世俗主義—』(弘文堂、平成十八年)を参照。
(29) 久保恵隣「日本古代の道徳」(『皇典講究所講演』十、明治二十二年)。
(30) 古代の「家族道徳思想」に関する後年の言及としては、家永三郎『日本道徳思想史』(岩波書店、一九五四年、『家永三郎集』第三巻・道徳思想史論、岩波書店、一九九八年)を参照。
(31) 前掲、『國學院大學百年史』上巻、一五四頁以下を参照。以下の記述も同書に拠る。
(32) 「西村茂樹君の演説」(『皇典講究所講演』四十四、明治二十三年)。
(33) 佐藤寛「本邦哲学一斑」(『皇典講究所講演』五十九、明治二十四年)。
(34) 佐藤寛「国語を以て徳育の基礎と為すべき論」(『皇典講究所講演』六十、明治二十四年)。
(35) 丸山正彦「道徳史編纂に就きて」(『皇典講究所講演』七十、明治二十五年)
(36) 湯本武比古「本邦倫理学」(『國學院雑誌』第一〜第十、明治二十七、二十八年)。
(37) 湯本武比古「小学教育法」(『國學院雑誌』第一〜第三、明治二十七、二十八年)。
(38) 湯本武比古「道義心の修養を論ず」(『國學院雑誌』第四〜第六、明治二十八年)。
(39) 湯本武比古「本邦倫理学(第七回)」(『國學院雑誌』第七、明治二十八年)。
(40) 鳥野幸次「三矢重松君伝」(大正十三年、三矢重松先生記念会『三矢重松君伝』昭和十一年)、三矢重松『国文学の新

研究』（中文館書店、昭和七年）等、参照。

(41) 三矢重松「平田篤胤翁の伝を読む」（『國學院同窓会雑誌』十、明治二十六年）。

(42) 三矢重松「国史と中等教育（国史科を独立せしむべし）」（『國學』三、明治二十八年）。

(43) 三矢重松「国学の目的は国学といふ語の消滅にあり」（『國學』四、明治二十八年）。

(44) 杉浦重剛「国学とは何ぞや」（『國學院雑誌』第四、明治二十八年）。

(45) 三矢重松「神道の眼目」（『國學院雑誌』五―三、明治三十一年）。

(46) 折口信夫「三矢先生の学問」（『折口信夫全集』第二十八巻、中央公論社、一九九三年）。

(47) 折口信夫「国学と国文学と」（『國學院雑誌』四三―三、昭和十二年）。

(48) 以下の記述については、『國學院大學百年史』上巻に拠る。

(49) 前掲、『國學院大學百年史』上巻、五一五頁以下を参照。これ以下の記述も同様。

(50) 前掲、『國學院大學八十五年史史料篇』四二二頁以下。

(51) すでに皇典講究所の神職養成部教習科では、河野省三が「国民道徳」「神道大意」、田中義能が「国民道徳史」を担当してをり、神職講習科の道義科では、河野省三が「神道大意」と「国民道徳」、春山作樹が「現代思想批判」を担当してゐた。前掲、『國學院大學百年史』五四九頁以下。

(52) 河野省三『国民道徳史論』（森江書店、大正六年、増訂第四版、大正十三年）一五八、一九五頁。

(53) 阪本是丸「國學院の学問を貫徹するもの」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』二、平成二十年）。